

* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(令和6年度予算)

(歳入) ·地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1. 8千万円

(歳出) ·社会保障施策経費 3億9千万円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	24,886	17,509
	高齢者福祉事業	59,991	52,570
	児童福祉事業	58,957	16,082
	ひとり親福祉事業	726	360
	小計	144,560	86,521
社会保険	介護保険事業	66,051	2,977
	国民健康保険事業	63,319	24,483
	後期高齢者事業	41,430	9,577
	小計	170,800	37,037
保健衛生	保健衛生事業	62,187	19,829
	予防事業	16,455	407
	小計	78,642	20,236
合計		394,002	143,794
			250,208

* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。